

4. 地域鉄道支援に対する地方財政措置について

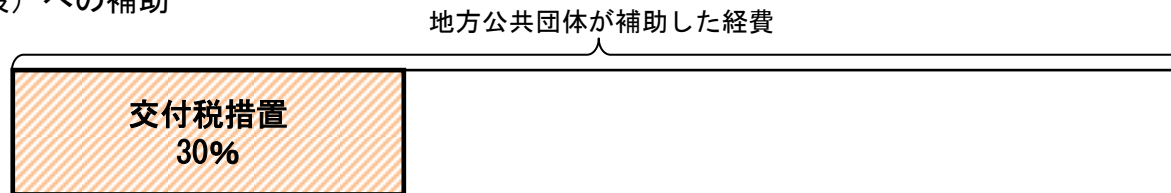
別添2

地域住民の日常生活を支えている地域鉄道は、厳しい経営環境に置かれる中で、施設の老朽化も進んでおり、施設の更新等による安全運行の確保が重要な課題となっている。

また、地域鉄道のうち並行在来線については、初期投資のうち貨物調整金の対象とならない旅客分の負担が特に重く、安定した経営のためには初期投資（旅客分）に対して地方公共団体が財政支援を行うことが必要不可欠となっている。

こうした状況を踏まえ、地方公共団体が行う地域鉄道の投資への補助に対して地方財政措置を講じることとし、更に並行在来線の初期投資については特例を設けることとする。

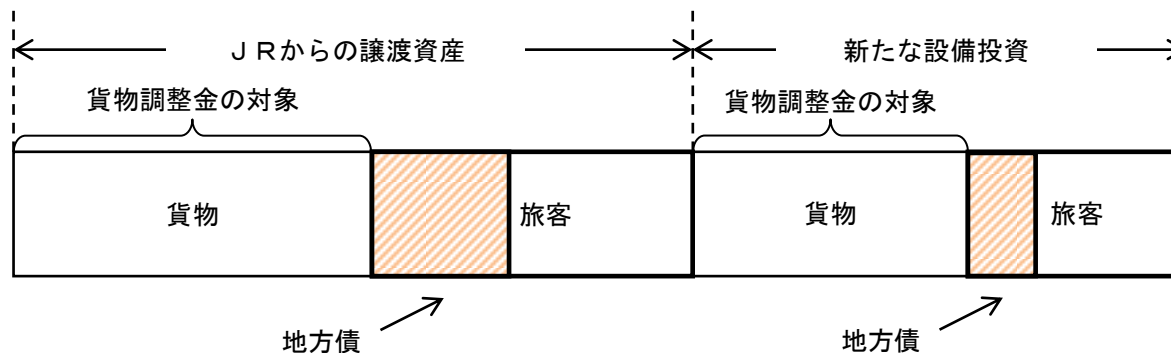
◎地域鉄道（一般）への補助



- ・地方債を充当する場合：充当率100%、元利償還金の30%を普通交付税措置
- ・地方債を充当しない場合：特別交付税措置（措置率30%）

◎並行在来線の初期投資に係る特例

並行在来線については、JRから経営分離される並行在来線に特有の経費であるJRからの譲渡資産分（旅客分）への補助に限り、特例として交付税措置をかさ上げ（45%）する。



充当率100%、元利償還金の45%を
普通交付税措置

充当率100%、元利償還金の30%を
普通交付税措置